

通所サービス
(通所介護・通所リハビリテーション)
資料1

通所サービス費の算定区分について



事業所規模の確認について

- 算定区分は、**事業所規模**によることから、毎年度、**必ず**事業所規模を確認してください。
- 確認した事業所規模により、**算定区分が変更となる場合には、毎年3月15日までに**、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出してください。
- 事業所規模を確認した書類は、変更の有無に関わらず、**5年間保管**してください。

事業所規模の確認方法

前年度の実績が6月以上

期間は算定を行う年度の前年度の通所サービス費を算定している月（3月を除く。）

- ① 各月（暦月）ごとに利用延人員数を算出する。
 - ② **正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月**においては、「**当該月の利用延人員数×6/7**」で算出し、小数点第3位を四捨五入する。
 - ③ ①又は②で算出した各月ごとの**利用延人員数**（P3参照）を合算する。
 - ④ ③で合算した利用延人員数を通所サービス費を算定している月数で割る。
- ※②以外は、小数点の端数処理は行わないでください。

前年度の実績が6月未満又は定員を25%以上変更する場合

- ・利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ※前年度実績が6月以上ある事業所が年度が変わる4月1日に定員を25%以上変更する場合には、当該計算方法を適用します。

平均利用延人員数の算定について（前年度の実績が6月以上）

通所介護の平均利用延人員数の算定

2時間以上3時間未満， 3時間以上 4 時間未満， 4 時間以上5時間未満	利用者数×1/2
5時間以上 6 時間未満， 6 時間以上7時間未満	利用者数×3/4
7時間以上	利用者数×1

※第1号通所事業を一体的に実施している場合

- ・第1号通所事業の利用者については，以下により算出し，平均利用延人員数に含めること。
- ・利用時間が5時間未満の利用者数に2分の1を，5時間以上6時間未満又は6時間以上7時間未満は4分の3を乗じて得た数

通所リハビリテーションの平均利用延人員数の算定

1時間以上2時間未満	利用者数×1/4
2時間以上 3 時間未満， 3 時間以上 4 時間未満	利用者数×1/2
4時間以上 5 時間未満， 5 時間以上6時間未満	利用者数×3/4
6時間以上	利用者数×1

※介護予防通所リハビリテーション事業を一体的に実施している場合

- ・介護予防通所リハビリテーション事業の利用者については，以下により算出し，平均利用延人員数に含めること。
- ・利用時間が2時間未満の利用者数に4分の1を，2時間以上4時間未満は2分の1を，4時間以上6時間未満は4分の3を乗じて得た数

算定区分について

前年度の実績が6か月以上

前年									今年			計 (A)	平均 (B)
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

$$\text{計 (A)} \div \text{営業月数} = \text{平均 (B)}$$

前年度の実績が6か月未満

$$(\text{届出した当該事業所の}) \text{ 利用定員数} \times 0.9 \times \text{予定される1月当たりの営業日数} = \text{(B)}$$

算出した (B) により算定区分を確認する

1月当たりの平均利用延人員数	算定区分
$(B) \leq 750$ 人	通常規模型
$750 \text{人} < (B) \leq 900$ 人	大規模型 (I)
$900 \text{人} < (B)$	大規模型 (II)

県長寿社会政策課のホームページに上記の算定区分確認表の様式を掲載しておりますのでご活用ください。